

第1章 茨木市建設工事等検査要綱

茨木市建設工事等検査要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市における建設工事等についての請負契約又は委託契約（以下「工事等請負契約」という。）の目的たる給付の完了の確認をするため、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 第4に規定する検査を行うため、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第136条に規定する検査職員をいう。
- (2) 監督員 茨木市財務規則第135条に規定する監督職員をいう。
- (3) 契約担当課長 工事等請負契約の締結を主管する課の長をいう。
- (4) 工事施行担当部長、工事施行担当課長、工事施行担当課長代理及び工事施行担当係長 工事等請負契約に係る設計及び施工を主管する部の部長、課の課長、課の課長代理及び係の係長をいう。

(検査実施の区分)

第3 企画財政部長（以下「検査担当部長」という。）が実施する検査は、契約金額が1,000万円以上の建設工事に係る請負契約（契約検査課長が工事施行担当課で検査することが適切と判断したものは除く。）及び契約検査課長（以下「検査課長」という。）が特に必要と認める工事等請負契約に係る検査とする。

2 工事施行担当部長が実施する検査は、前項に規定する検査以外の検査とする。

(検査の種類及び実施時期)

第4 検査の種類及び実施時期は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 竣工・完了検査 竣工検査にあつては建設工事等に係る請負契約、完了検査にあつては建設工事等に係る委託契約の目的物が完成したとき。
- (2) 出来形検査 部分払いの請求があつたとき又は契約の解除等により工事等を中止し、若しくは打ち切るとき。
- (3) 中間検査 工事等施工過程において、既に完成した目的物の一部を使用するとき又は工場において検査の必要があるとき。
- (4) 基本検査 水中若しくは地下に埋設する工事等その他完成後外部から明視することができない工事等を施工するとき又は主要構造部分の工事等が完成したとき。

(5) 随時検査 工事等施工過程において、検査課長が特に必要があると認めたとき。
(工事関係書類の提出義務)

第5 工事施行担当課長は、第3第1項に規定する契約に係る工事等に着手したときは、仕様書、設計書、図面、工程表並びに現場代理人及び主任技術者（監理技術者）届の写しを必要に応じて検査課長に提出しなければならない。設計変更した場合も同様とする。

(施工体制の点検等)

第6 工事施行担当課長は、請負工事について、適正な現場施工体制を確保するため、別に定める茨木市請負工事施工体制把握要領により施工体制の点検を行わなければならない。

2 工事施行担当課長は、第4各号に掲げる検査を検査課長が行うときは、速やかに別に定める施工体制点検表の写しを当該検査課長に提出しなければならない。

(資料の提出要求)

第7 検査課長は、工事施行担当課長に対し、第5及び第6に規定するもののほか必要と認める資料の提出を求めることができる。

(検査の事前準備)

第8 検査員は、検査の実施に先立ち、当該建設工事等の仕様書、設計書、図面その他関係書類の内容を通覧し、検査に備えなければならない。

(検査員の職務)

第9 検査員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類及び別に定める茨木市検査実施基準又は茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託検査実施基準に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査員の権限)

第10 検査員は、検査を行うに当たり、監督員及び受注者又は現場代理人に対して検査の目的物の一部の破壊その他必要な措置並びに説明及び書類の提出を求めることができる。

(検査実施の手続)

第11 工事施行担当部長は、竣工・完了検査、出来形検査、中間検査、基本検査又は随時検査を必要とするときは、検査依頼書（様式第1号）に別表に規定する書類を添えて、検査予定日の5日前までに検査担当部長に提出しなければならない。

2 検査担当部長は、前項の規定による検査の依頼を受けたときは、速やかに当該検査を担当する検査員を指定し、検査の実施日時を検査執行通知書（様式第2号）により工事施行担当部長に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第12 検査員は、別に定める場合を除くほか、監督員及び受注者又は現場代理人の立

会いの上、検査を行わなければならない。

(検査の中止等)

第13 検査員は、次に掲げる事由により適正な検査を実施できないと認めた場合は、検査を中止することができる。

- (1) 検査員の職務執行を妨げ、又はそのおそれがある場合
- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わない場合
- (3) その他やむをえない事情により検査が困難な場合

2 検査員は、前項の規定により検査を中止した場合は、速やかに検査課長に報告しなければならない。

3 検査課長は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかに検査に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置を採らなければならない。

(工事成績の評定)

第14 建設工事等成績表の評定者は、監督員、工事施行担当係長等（工事施行担当係長又は工事施行担当課長代理をいう。以下同じ。）及び検査員が行うものとする。

2 監督員、工事施行担当係長等及び検査員は、竣工・完了検査を行ったときは、別に定める茨木市建設工事等成績採点基準により、当該工事等の成績評定を行わなければならない。

3 成績評定は、建設工事等成績表（様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号又は様式第11号）により行うものとする。

4 工事施行担当係長等は、監督員の行った評定について実態と差異があると認めた場合において、監督員の意見を聴き、修正の必要があると認めたときは、採点の修正を行うものとする。

5 検査課長又は工事施行担当課長は、建設工事等成績表について必要があると認めたときは、検査員等の意見を聴くなど総合的に判断を行い総合調整するものとする。

(検査結果の報告等)

第15 検査員は、第4各号に掲げる検査を行ったときは、その結果を記載した検査報告書（様式第12号）を速やかに作成し、検査担当部長に提出しなければならない。ただし、竣工・完了検査の場合においては、建設工事等成績表を添付するものとする。

2 検査担当部長は、前項に規定する検査報告書を受けたときは、その内容を確認の上、給付が契約の内容に適合すると認めた場合は、速やかに検査調書（様式第13号）を作成し、工事施行担当部長に送付しなければならない。

3 給付が契約の内容に適合しないと検査担当部長が認める場合は、検査課長は手直

し工事指示書（様式第14号）に手直し等を要する事項及び完了すべき期限を記入し、工事施行担当課長に送付しなければならない。

4 工事施行担当課長は、前項の規定による手直し等が完了した場合は、速やかに手直し工事完了届（様式第15号）を検査課長に提出しなければならない。

5 第13及び第14並びに第1項及び第2項の規定は、前項に規定する手直し等が完了した場合に準用する。

（委託検査の場合の措置）

第16 検査課長は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査員以外の者（以下「委託検査員」という。）に委託して検査を行わせる場合には、委託検査員から当該検査についての検査報告書その他検査内容を明らかにした書類を提出させるとともに、竣工・完了検査及び出来形検査のときは、検査員を立ち合わせなければならない。

2 第13の規定は、前項の場合に準用する。

（検査月報）

第17 検査課長は、毎月の末日において、検査月報（様式第16号）を作成し、翌月の5日までに検査担当部長に報告しなければならない。

（検査台帳）

第18 検査課長は、第3第1項に規定する検査について、検査台帳（様式17号）を作成するとともに、当該工事等に係る検査過程を明確にしておかななければならない。

（工事施行担当部長の行う検査）

第19 第3第2項に規定する工事施行担当部長が行う検査については、原則として検査担当部長が行う検査の例によるものとする。

2 工事施行担当部長は、前項の検査を行うときは、当該工事の監督員及び工事施行担当係長以外の者を検査員に指定しなければならない。

3 工事施行担当課長は、第1項の検査により作成した建設工事等成績表を契約担当課長に提出しなければならない。

4 工事施行担当課長は、第1項の検査においては、検査調書等に基づき、当該工事の検査過程を明確にするため、必要な事項を検査台帳に記入するものとする。

（検査員証の携帯）

第20 検査員は、検査を行う場合には常に検査員証（様式第18号）を携帯し、関係人から請求のあったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第21 この要綱に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 茨木市建設工事等検査要綱（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等検査要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等検査要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。